

IFRS実務編 第1回(1)ケーススタディの事前準備

1 IFRS実務編の位置づけ

みなさんは、今日まで「IFRS基礎編」、もしくはIFRSについての講座・セミナーを受講したり、本や雑誌の特集を読んでも、IFRSの基礎知識を習得されたことと思います。

IFRS実務編は、アウトプット（答練）としての位置づけとなります。

これまでにインプットしたIFRSの知識を前提として、「IFRSを実務上適用する上でどのように考えていけばいいのか、また、何が問題点となるのか、どのように実務上判断していけばいいのか」という具体的なIFRS導入実務まで踏み込んだ「考え方」を勉強していくことになります。

2 「考える」練習の必要性について

IFRSの基準の知識だけをなんとなくわかっていても、実際に実務に適用しようとした時に、とまどうことが多いと思います。

例えば、IAS18号では物品の販売での収益の認識基準として、5つの条件を挙げています（後述）。ただし、この5つの条件だけを文字上で理解しても、実際の導入実務には対応することはできません。

実際の導入実務は以下のように行われていきます。

- ① 現状自社で行われている販売取引がどのような取引実態であるのかを把握する。
- ② 現状の収益認識方法を把握する。
- ③ 現状の収益認識方法が、IFRS18号の5つの収益認識条件を満たしているのか、満たしていないのか考える。また、満たしていないのであれば、どの条件を満たしていないのかを明確化する。
- ④ IAS18号の5条件を全て満たすようにするためには、現状の収益認識の方法をどのように変更する必要があるのか考える。
- ⑤ 収益の認識方法を現状から変更するのであれば、実務上どのような問題点が実務上想定されるのか考える。
- ⑥ 実務上の問題を解決し、かつIFRSの基準を実質的に満たすためには、どのように合理的な判断をするべきなのかを、自社の実情、他社事例等を総合的に勘案した上で、導入方法を判断する。

つまり、上記をみると「考える」「判断する」ということが必要であることがわかります。

これは、IFRSは原則主義であることから、概念的な規定がされているだけであり、細かい規定がおかれていないからです。

よって、導入実務においては、IFRSの概念を、現実の取引実態に一つ一つ当てはめて、問題を解決していく必要があります。

以上からわかるように、原則主義の会計においては、個々の取引の実態をどのように会計に反映させるかという問題の解決は、現場のみなさんの「考える力」に託されています。

みなさんの「考える力」が、IFRSを導入後の新しい日本の会計慣行を築いてゆくといっても過言ではありません。

このIFRS実務編で行う「自分で考える」という練習が、みなさんがこれまでに学んだ「IFRSの知識」と、「実際の導入実務」の「強力な架け橋」となると確信しております。

3 講義の進め方

講義の形式としては、IFRS導入時に特に論点となりやすい点を基準ごとに、さまざまな業種業態の会社を想定した設問を設定し、実際にIFRSを導入のケーススタディをしていきます。

次回以降分については、事前に「前提情報、使用条文、設問」をお渡ししますので、みなさんが経理部長の立場にたったつもりで、IFRSの導入方法を考えていただきます。

そして、「自分なりの考え、判断」を持った上で講義に出席していただき、私とみなさんの「考え方」「判断」を共有していきたいと思います。

したがって、講義は「各基準の要点の確認」、「設問の解説」という形で進めていきます。

また、板書をするがありますが、内容は全てレジュメに記載されています。よって、ノートに書き写す必要はありません。

なお、講義、レジュメの内容は、2010年1月時点での現行制度を対象としています。条文、他社事例について、下線が引いてある場合は、筆者によるものです。

4 ケーススタディに入る前に

まず、具体的なケーススタディに入る前に、大事なテーマについて考えてみたいと思います。

IFRSの導入実務を行う上で重要なことは、基準の要件の文字面を追ったり、暗記することではありません。

基準の知識である「道具」は、書籍やさまざまな研修で手に入れることができます。しかし、実際に「道具」であるIFRSの知識をどのように実務に適用するかは、私たち導入実務の担当者が「思考」するしかありません。「考える力」＝「思考力」が鍵なのです。

では、IFRSを適用する上で実際に何をどのように思考していくのか。

今日から8回に渡ってみなさんと一緒に思考のトレーニングを行っていきたいと思います。

思考のトレーニングに入る前に、準備体操をしましょう。

IFRS導入実務における思考を支える上で非常に有用である「視点」や「考え方」です。

実際の導入実務の思考の土台として、以下の4点を考えることが有用であると考えます。

- 1 会計の役割とはなにか？
- 2 日本基準とIFRSは何が根本的に異なっているのか？
- 3 IFRSの考え方の土台となっている時価主義は万能なのか？
- 4 導入実務での揺らぐことのないコアな思考とはなにか？

<TAC IFRS>無断複写・複製を禁じます。

1 会計の役割とはなにか？

<検討の目的>

IFRSは従来の日本の会計基準と発想が180度違う（これは「2 日本基準とIFRSは何が根本的に異なっているのか？」で詳細に検討します。）といっても過言ではありません。

この180度違う考え方をもった会計基準を導入するにあたり、IFRSの導入実務を担う私達に必要なことは、「会計とはなにか？」という原点に立ち返ることではないでしょうか。

会計の役割という原点に立ち返ることで、新しいIFRSという基準を導入する際の一つの土台となる考え方が見えてくるように思います。

<結論>

会計の役割は、企業のありのままの実態を数値化すること。

<思考>

「会計の役割」とはなにか？

この単純な問いに対して、単純に答えることは難しいです。

会計に求められる役割は時代とともに変遷してきました。

今日の会計を見ると多様な使命を負っているように思います。

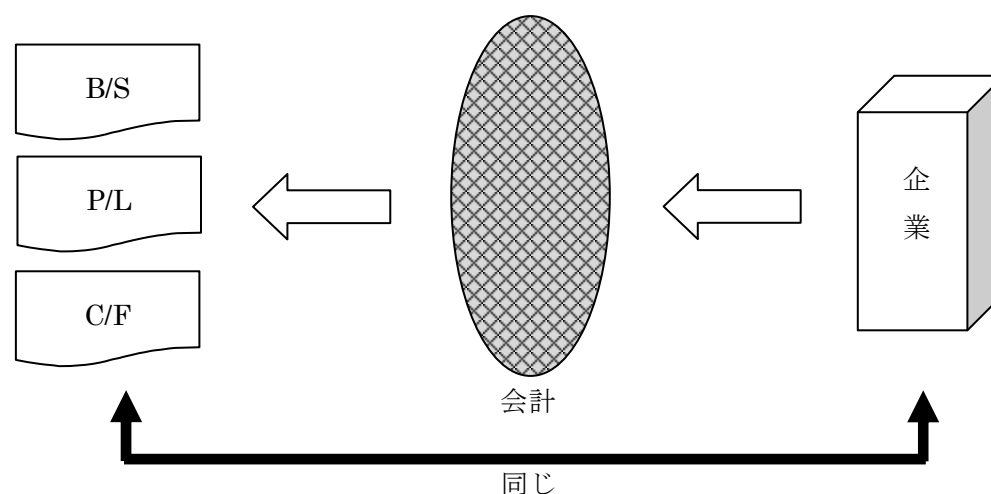
出資者、債権者、債務者、貸付者、従業員、一般大衆への説明、経営者の経営管理、分配可能利益の計算、租税徴収の基礎。

会計がこのような多様な使命を負う理由は、一つの会社に関係する利害関係者が多くなり、利害が衝突する場面が多くなってきたからだと考えられます。

それでは、今日の会計で求められる役割とはなにか。

それは、「企業のありのままの経営実態を数値化する」という役割ではないでしょうか。

日本基準も、IFRSも「企業のありのままの実態を数値化する」ために存在しているのです。



<TAC IFRS>無断複写・複製を禁じます。

決算書は「経営者の利益管理目的のため」という時代は過ぎ去り、資本市場の大規模化、国際化にともなって、資本市場へのお金の出し手である投資家への情報提供という役割が非常に重視されるようになってきました。

投資家は出資する際に、「本当にこの企業は投資対象として適切なのか」を知りたいと考えます。しかし、企業の経営実態を調査しようと投資家自ら企業に乗り込んで、帳簿を見ることはできません。投資家は企業が公表している決算書を信じて判断するしかありません。

投資家は会計に「企業のありのままの実態を数値化して欲しい」と期待します。まさに今日の会計で一番強く求められている使命といってもいいでしょう。

つまり、会計の目的は、会計基準の文言に形式的に従うことではなく、会計という手段を用いて、「ありのままの企業の実態、取引の実態」を表現することなのです。

<TAC IFRS>無断複写・複製を禁じます。

2 日本基準とIFRSは何が根本的に異なっているのか？

<検討の目的>

日本基準とIFRSの考え方は何が根本的に異なっているかを認識することは、IFRSの導入実務を行う際に有用であると思います。

これは個々の基準ベースの差異という話ではなく、「概念、考え方」の話です。

両者の考え方の違いがわかっていないと、問題点、修正すべき点を明確に掴むことができないからです。

<結論>

日本基準とIFRSでは、「収益費用に着目するのか」、「資産負債に着目するのか」という点で、思考のスタート地点が全く異なる。

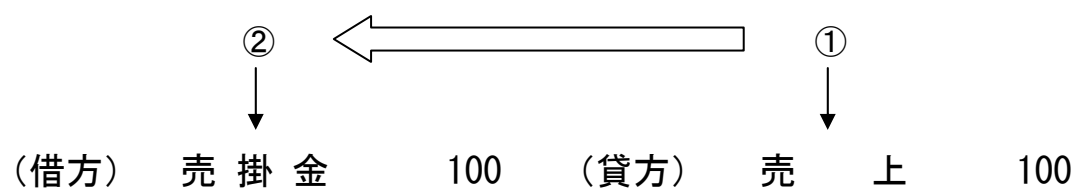
<思考>

日本の会計の考え方は収益費用アプローチとも言われ、まず収益、費用が何かを決めます。そして収益、費用に該当しないものを、資産、負債として認識していくという考え方です。

例えば、売上取引を考えてみましょう。

物を売り上げると、まず、売上金額はいくらなのかと損益項目を押さえます。

そして、貸方の売上を押さえた後に、差額の借方部分に適切な科目を当てはめていきます。



つまり、「損益とは何か」を考えた後に、損益の相手側が資産、負債だという考え方です。

今年損益としていくら儲けたのか？という点に焦点を当てたものであると思います。

これは、日本の経営者の感覚とも非常に合致しているように思います。日本の経営者は事業活動の結果として「損益ベースでいくら儲かったか？」を重視します。

損益ベースで儲けを考える今の日本の会計は、経営者としても、個人の感覚としても、理解しやすいものではないでしょうか。

しかし、IFRSの考え方は全く逆になります。

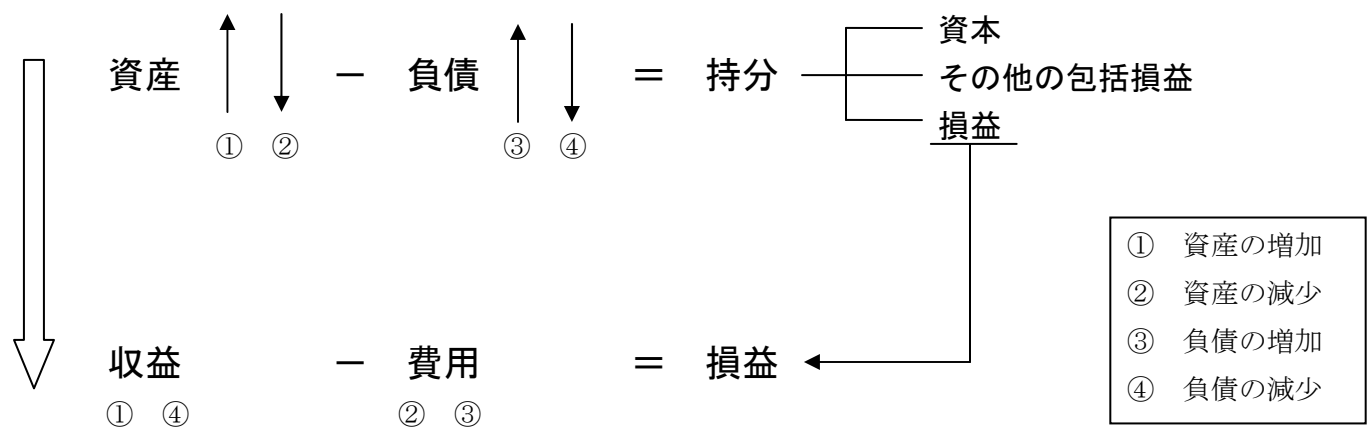
初めに資産、負債を決めます。そして、資産と負債の増減差額のうち資本取引以外のものが儲け（包括損益）だと考えます。

これは、概念フレームワーク（財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク）の記載からも明らかです。

92. 収益は、資産の増加又は負債の減少に関連する将来の経済的便益の増加が生じ、かつ、それを信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に認識される。これは、事実上、収益は、資産の増加又は負債の減少（例えば、財貨若しくは役務の販売によって発生する資産の純増加又は支払債務の免除から発生する負債の減少）の認識と同時に認識されることを意味する。

94. 費用は、資産の減少又は負債の増加に関連する将来の経済的便益の減少が生じ、かつ、それを信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に認識される。これは、事実上、費用は、負債の増加又は資産の減少（例えば、従業員への受給権の発生あるいは設備の減価償却）の認識と同時に認識されることを意味する。

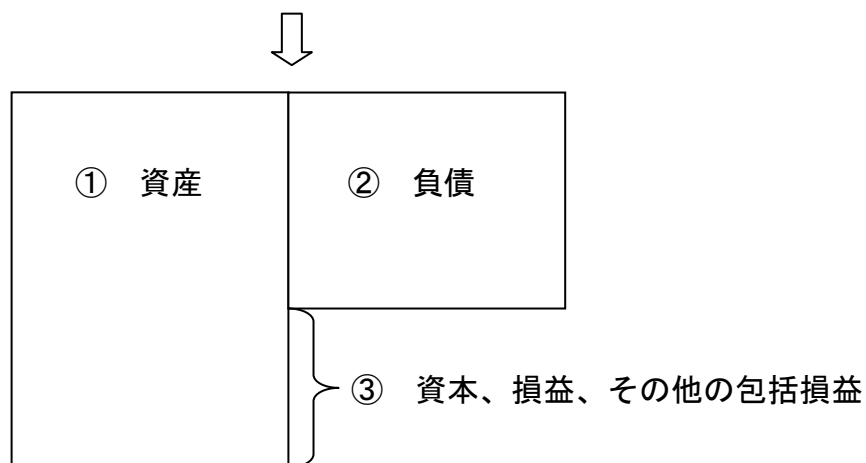
資産がどれだけ増えたか？負債がどれだけ減少したか？
という資産、負債の増減の結果で、儲けを考えるということになります。



つまり、「収益費用に着目するのか」、「資産負債に着目するのか」という思考のスタート地点が日本基準とIFRSでは根本的に異なるのです。

以下の図が、IFRS上で会計処理を検討する際の大枠の思考プロセスです。

取引の実態を把握し、取引の本質を要素毎に分解



まず、取引の実態を把握し、取引の本質を要素ごとに分解します。

■ ステップ①

各取引要素ごとに、まず借方になにがくるべきなのかを固めます。

借方が資産であれば、適用すべき基準は何なのか、認識するタイミング、測定金額を決定します。

■ ステップ②

借方側が決まれば次に、貸方を決めていきます。

貸方に負債が発生するのであれば、負債側についても資産と同様に、適用すべき基準は何なのか、認識するタイミング、測定金額を決定します。

■ ステップ③

ステップ①での資産、ステップ②の負債の金額が相違する場合は、貸借差額が生じます。当該貸借差額が資本なのか、損益なのか、その他の包括損益なのかを検討します。

当該差額が収益であれば、収益の認識、測定のタイミングについて検討します。

<TAC IFRS>無断複写・複製を禁じます。

3 IFRSの考え方の土台となる時価主義は万能なのか？

<検討の目的>

現在、IFRSの導入により、取得原価主義が時価主義に置き換わるという話が聞かれます。まるで時価主義が「企業の経営実態を表す万能薬」かのように言われることもあります。

この時価主義の問題点について一度冷静に考えてみることは、IFRSの導入実務を行う上で、有益なことであると思います。

<結論>

時価主義には主観が入りやすいという点で、万能な評価手法であるとは言えない。

<思考>

IFRSは、資産負債を時価で評価する時価主義だと言われています。一方、日本基準の考え方は取得原価主義に基づいています。

残念ながら取得原価主義は、含み益や含み損を見えない容器に溜め込む手段であると否定され、非難の的にさらされているようです。

さてここで、時価主義は取得原価主義の欠点を全て解決する万能薬なのでしょうか。

確かに、含み損益を温存させる取得原価主義のもつ欠点は、時価主義により解決できる部分もあるかもしれません。しかし、時価主義により新たな問題も出てくる可能性があります。

時価主義での「時価」である公正価値は、以下のように定義されています。

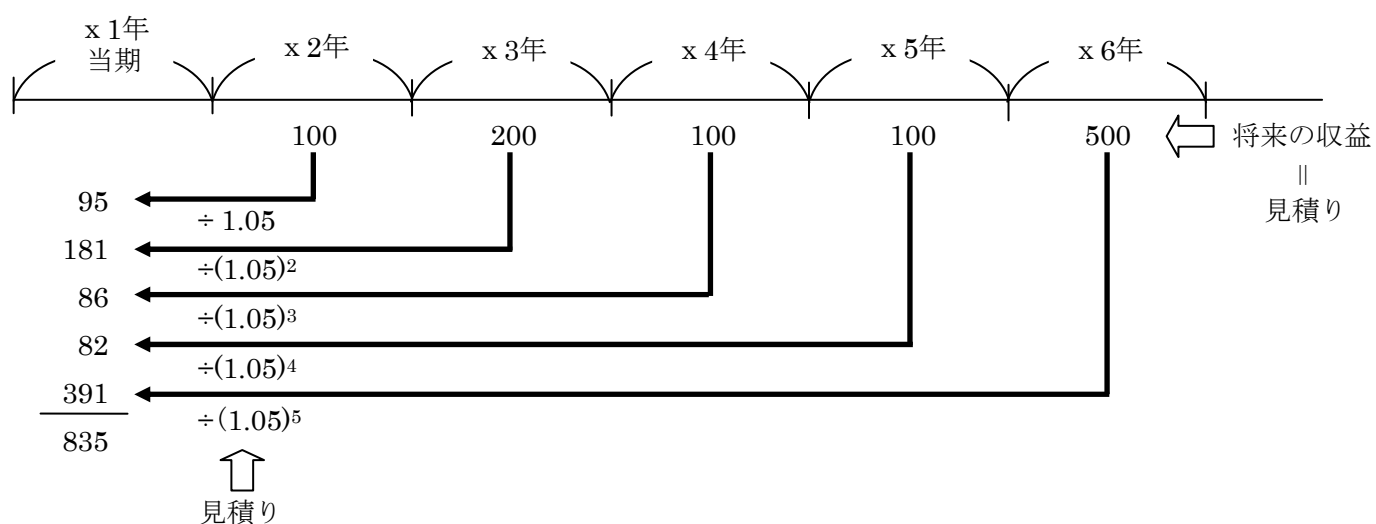
「市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合の価格（出口価格）」

しかし、非上場株式などの取引市場が存在しない場合は、「市場価格」なるものが存在しません。市場価格がない場合は、評価モデルを使用して時価を測定することになります。

代表的な評価モデルとして、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）が採用されることが多いと思われます。DCF法は、将来のキャッシュ・フローを見積り、現在価値に割り引くことで、時価（公正価値）を算定します。

よくよく考えてみると、実はこのDCF法は主観が入る余地があります。将来キャッシュ・フローを予測するといっても、将来のことは誰にもわかりません。また、将来に渡って使用される割引率は何%が適切なのか、明確な答えがあるわけではありません。

◆ DCF法（割引率5%の場合）



こう考えると、評価モデルによる「時価」は見積り要素が多いゆえに主観が入りやすいものであると考えることもできます。

つまり、時価主義が取得原価主義の問題点の全てを解決する万能薬であると考えるほど、単純ではなさそうです。

<TAC IFRS>無断複写・複製を禁じます。

4 導入実務での揺らぐことのないコアな思考とはなにか？

<検討目的>

IFRSの導入実務を進めていく過程で、原則主義でのIFRSと、現実の実務がぶつかる部分が必ず出てくると思います。IFRSの基準ではこのように求めているが、まともにやったら実務が対応できないなどが一番多い例です。

また、現実の事例に対して、どのように基準を解釈すべきか迷う時もあると思います。その時に、実際に導入実務に携わる私達はぶれない軸を持っておかねばなりません。

<結論>

私は3点あるように思います。

- ① 結論が企業の実態、取引の実態、取引の本来の趣旨を忠実に反映させているか。
- ② 実務が現実的に対応可能か。費用対効果の点で合理的か。
- ③ 結論が社会的通念と照らして妥当か。

<思考>

■ ①について

「1 会計の役割とはなにか？（P3）」で検討したように、会計の役割が「企業のありのままの実態を数値化する」というものであるなら、IFRSを適用した際の結論は、当然に「企業のありのままの実態」を表していなければなりません。

しかし、基準の文言上の要件だけを表面的に満たそうとすると、かえって取引の実態を表さないような不自然な結論を導く可能性があります。

会計基準は、企業の取引実態、経営実態のありのままの状態を数字で表すという「会計の目的」を達成するための「手段、道具」であり、会計基準の要件を杓子定規に解釈することが会計の目的ではありません。

表面的な基準の文言にとらわれすぎると、「目的」と「手段」が逆になり、会計基準が不必要に会社の経営を振り回すというような「尻尾が馬を振り回す」ということにもなりかねません。

会計の役割は、日本基準でもIFRSでも、「企業のありのままの実態を数値化する」という点で同じなのですから、出した結論が会計の役割を忠実に果たしているのかどうかについて必ず立ち戻る必要があります。

■ ②について

結論が実務的に対応可能なのか、また費用対効果の点で問題はないのか、という視点は非常に重要です。

概念フレームワーク（財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク）には、一般的な制約条件として、コストとベネフィットのバランスも挙げられています。

重要性
30. 情報は、その脱漏又は虚偽表示が、財務諸表を基礎として行う利用者の経済的意思決定に影響を及ぼす場合に重要性を有する。重要性は、脱漏又は虚偽表示があった特定の状況下で判断される当該項目又は誤謬の大きさに依存する。したがって、重要性は、情報が有用であるために有していなければならない主要な質的特性の1つであるというよりは、閾値又は境界線を示すものである。

ベネフィットとコストの均衡
44. ベネフィットとコストの均衡は、質的特性というよりは一般的な制約条件である。情報によってもたらされるベネフィットは、当該情報を提供するためのコストを上回るものでなければならない。－以下省略－

いくら基準の文言を満たしているからといって、現実の実務で明らかに対応できない解決方法はできるだけ避けるべきであり、基準の実質的な趣旨を満たし、かつ合理的に対応可能な手段を考え出すことが重要だと思います。

■ ③について

会計の役割は、企業のありのままの実態を数値に変換して表現する変換器の役割があります。

その数字は誰に対しての情報の提供なのか。

IFRSで一番重視されているのが、企業への資本の出し手である投資家です。

資本市場の発達により私達でも小口で簡単に投資することができます。一人一人は小額な投資だとしても多数の投資家が投資参加することで巨額の資金が資本市場に集り、直接金融として企業に投下されます。企業が巨額の資金を集めることができるのは、多数の投資家が資本市場に参加しているからです。

ここで、投資家はサイコロをふるように闇雲に投資しているわけではありません。会社の決算書を確認し投資するに値するかチェックしています。

ですから今日の国際化が進む資本市場の円滑化のためには、投資家に対する情報提供機能を担う「会計の役割」の重要性が増しています。

しかし、資本市場の大量のマネーの最終的な出し手である一般投資家は、会計の専門家ではありません。もし、IFRS上での会計数値の考え方が、一般投資家の感覚と大きくズレしまう（全く理解できない）というのであれば、そもそも投資家のための情報開示という会計の役割が果たせていない、ということになってしまいます。

以下のように記載されている方々もいらっしゃいます。

「会計上の概念と社会通念としての概念が近似しているということは重要なことである。それは、作成される会計情報（財務諸表）の意味を、経済的な常識をもったひとなら誰でも理解することができるようになると期待できるからである。」
（田中弘「時価主義を考える」第3版 P43）

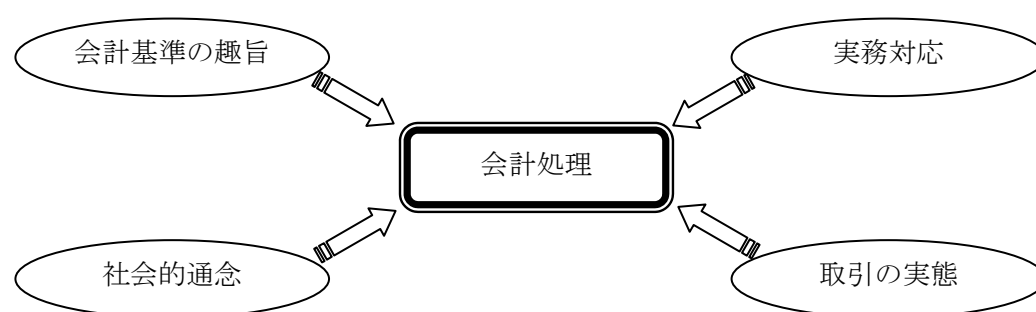
これは会計の世界だけの話だけではなく、法律の世界でも同様のようです。法律のように、素人には到底理解できないと思われる世界においても、法律の規定や解釈は素人の常識に一致するものでなければならぬと渡辺洋三教授は指摘しています。

「国民の諸生活の中で、(そのような)憲法的常識がそれこそ常識として確立されれば、その常識からみて、法規が納得できないのは、その法規なり、解釈なりがわるいのであって、国民の方が法規を理解できないからではないことを確信してもよい。・・・(中略)・・・法律専門家の仕事は、国民の憲法的常識を論理的に構成することにある、したがって、論理構成そのものは技術的に緻密で、素人の常識には分らなくても、その結論は、まったく素人の常識に一致するものとなるであろうし、またそうならなければならない。・・・(中略)・・・結論に至る論理構成が、どんなに専門的で技術的であっても、その結論が、常識的に納得できるものでありさえすれば、だれも法とはなにかというような疑問を、ことあらためて深刻に感じたりしない。」
(渡辺洋三「法というものの考え方」1959年 P13)

「これは、会計の専門家も、同じように、国民的常識(たとえば、利益とはなにか、資本とはなにか、資産とはなにかなど)を論理的に構成することが仕事であり、その論理構成(損益計算、原価配分、資産評価、実現と未実現、継続性や保守主義など)そのものはしろうとの常識にはわからなくても、その結論である「どれだけ儲けたか」といったことはしろうとの常識、つまり社会通念に一致するものでなければならないといえよう。」
(田中弘「時価主義を考える」第3版 P44)

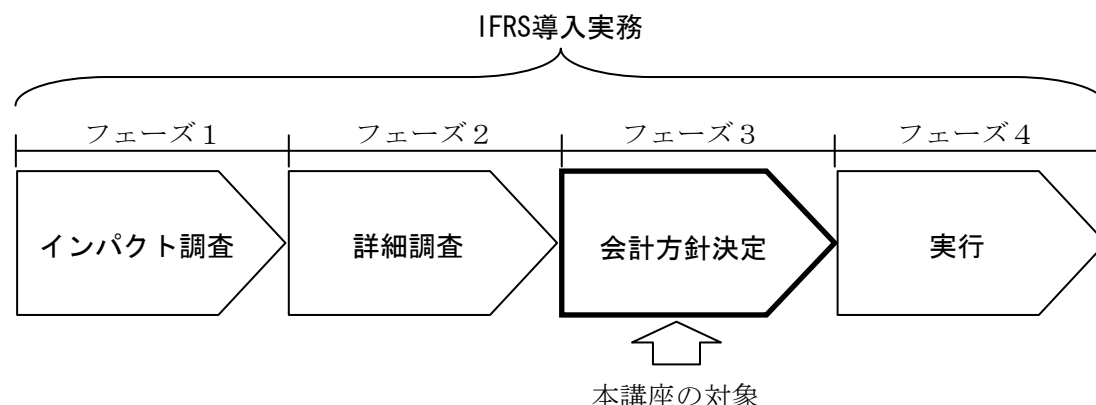
裁判の判例でも、「社会通念に照らして」という言葉がよく出てきます。税法でも、「合理的に判断、総合的に判断、実質的に判断」という言葉が出てきます。これらは全て、一般的な常識で実質的に判断してという意味に近いと思います。結局は人間社会の出来事なのであるのだから、一般的な常識から考えた感覚と明らかに乖離しているのは結論としておかしいのではないかと思います。

以上から、IFRSを適用した際の結論の最後のチェックとして、会計という世界から離れ、一般的な社会人として不可解な結論になっていないかを考えることはとても重要です。



5 IFRSの具体的な導入実務の進め方

◆ IFRS導入実務の流れ



IFRS導入実務は、大きく4つのフェーズに分かれます。

下記に書かれているのは、IFRS導入実務の幹である「会計処理」の部分のみを簡便的に記載しました。

本来は、下記以外にもさまざまな項目（システム開示等）が存在しますが、本講座に関連する会計処理の部分に限定するためです。

■ フェーズ1：インパクト調査

インパクト調査とは、IFRSを適用した時に、どのような「インパクト＝影響」があるかについて調査することです。

実は、インパクト調査の精度が、後々の導入スケジュールに大きく影響するため、このインパクト調査は非常に重要となります。

インパクト調査で、影響が大きいと思われる項目を特定し、早期に対応が必要なものから、IFRSの導入作業を進めていく必要があるからです。インパクト調査で論点が漏れてしまったり、誤った結論を出してしまったりすると、後々に「やっぱり対応が必要だった」ということになりかねないので、導入スケジュールが非常に非効率になる可能性があります。

インパクト調査は、「金銭的影響」と「時間的影響」の大きく2つに大別されます。

この2点を明確にすることで、今後のIFRSの導入作業を効率的に進めていくことができます。

「金銭的影響」とは、IFRSを適用した場合に、日本基準と約〇〇円差異が発生するかということです。

「時間的影響」とは、IFRSを導入する上でどのくらいの時間、手間がかかるかというものです。

例えば、ビジネスプロセスに影響を及ぼす可能性がある項目、システムに影響を及ぼす可能性がある項目、情報収集に時間がかかる項目などが挙げられます。

この「金銭的影響」と「時間的影響」が大きい項目を優先的に取り組むことになります。

金銭的に影響が軽微なのであれば、そもそも財務報告上の影響は軽微なのであるから、IFRSを適用しても従来の方法を踏襲するという選択肢もありえます。

また、金銭的な影響は大きいとしても、会計上だけで比較的簡易に対応できるものは後回しにすることができます。

よって、早期に対応が必要なのは「金銭的影響」「時間的影響」が大きいものです。

この早期対応項目を見つけ出すことが、IFRS導入プロジェクトを成功させるカギとなるのです。

インパクト調査の方法としては、各基準で要求される会計処理に関する規定（認識、測定）と、開示に関する規定を質問形式でチェックリストに織り込んでいく方法が原則的でしょう（開示に関するチェックはフェーズ2の段階で合わせて行う場合も多い）。

<TAC IFRS>無断複写・複製を禁じます。

例えば、以下のような形です。

大項目	中項目	対象基準	検討対象	日本基準	論点	対応の可能性	金額的影響
収益認識	物品の販売	IAS18号14項	以下の5要件を満たした時に収益を認識 ①重要なリスク及び経済価値の移転 ②継続的関与、支配保持 ③信頼性ある測定（収益） ④経済的便益流入可能性 ⑤信頼ある測定（原価）	物品を自社の倉庫から出荷した時点で収益を認識している（出荷基準）	出荷時点で重要なリスクと経済価値の移転が満たされているのか。	☐ 取引先ごとの契約実態の調査 ☐ 収益の認識を変更する場合のシステム上の対応 ☐ 収益計上プロセスの見直しの可能性 ☐ 営業部のオペレーション変更の可能性	大きいと予想される。

ただ、当該作業を自社単独で行った場合は、リストを作成するだけでも専門的な知識と、膨大な時間がかかってしまい、効率的ではないと思われます。

したがって、監査法人と連携したり、外部の専門家にサポートしてもらうなどの対応が必要になってくる部分かもしれません。

■ フェーズ2：詳細調査

フェーズ2では、インパクト調査を受けて、金額的、時間的に影響が大きい項目について調査を行います。

取引の実態が把握できないと、会計方針の判断のしようがないからです。

よって、この段階では情報収集が非常に大きいウェイトを占めることとなります。

収益を例に挙げると、取引先ごとの取引条件の把握があるでしょう。

多くの連結子会社が存在する場合は、各子会社に対して、インパクトが大きい項目についての情報収集が必要になってくるでしょう。

■ フェーズ3：会計方針の決定

フェーズ3では、フェーズ1で金額的、時間的に影響が大きい項目について、フェーズ2での詳細な調査、情報収集の結果を受け、連結グループとしての会計方針を決定することとなります。

なお、本講座での講義は、このフェーズ3部分に相当します。

つまり、フェーズ2で集めた情報を元に、会計方針を決定していく段階です。

IFRSの導入実務で一番のポイントが、この会計方針の決定となります。

フェーズ3での会計方針の決定が、まさにIFRSを適用した会計の骨格を作り上げる部分に相当し、思考力と判断力が必要とされる部分なのです。

■ フェーズ4：実行

フェーズ3で、会計方針が決定すれば、後はこの会計方針に沿った会計処理を行えるように、システム対応、業務プロセスの修正を行うという導入作業を進めます。

フェーズ3で具体的な方針を決定し、フェーズ4で実行するという流れになります。